

# 特定地域再生制度

## 1. 特定地域再生事業の創設

### 特定政策課題の設定

特定政策課題: 地方公共団体が地域再生を図るために特に重点的に取り組むことが必要な政策課題として政令で定めるもの

- 地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成
  - ①居住者の少子高齢化等が進む市街地において保健・医療、介護・福祉、子育て等のサービスを一体的に整備・提供するまちづくり
  - ②居住者の高齢化等が進む郊外住宅団地における生活環境の維持・向上
  - ③居住者の少子高齢化と人口減少が同時並行的に進む中山間地域や農山漁村地域における地域活力の維持・向上
- 地域における未利用の又は利用の程度の低い資源を有効に活用した産業の振興
  - ④地域における農林水産物の有効利用による6次産業化や観光・健康等の他分野との連携を通じた地域活力の向上
  - ⑤地域に賦存する再生可能エネルギーの活用による事業の創出とともに省エネルギー対策等を一体的に行うエコタウンの推進

### 特定地域再生事業を記載した地域再生計画の認定

地方公共団体は、特定政策課題の解決に資する特定地域再生事業を記載した地域再生計画を作成し、内閣総理大臣に認定を申請

#### 特定地域再生事業を記載した地域再生計画のイメージ



### 認定地域再生計画に基づく特定地域再生事業に対する特別の措置

- ・民間事業者への融資に関する特定地域再生支援利子補給金の支給
- ・社会福祉の増進等に取り組む株式会社への出資に係る課税の特例(株式譲渡益からの控除)
- ・公共施設等の除却に要する経費を地方債の起債対象とする地方債の特例
- ・その他、特定地域再生事業費補助金を予算措置

## 2. 提案募集の法定化

地域再生のための提案募集を明確に位置づけ

- 地方公共団体等からの提案の活性化
- 地域のニーズを踏まえた支援策の充実

## 3. 地域再生推進法人の指定制度の創設

地域再生に取り組む非営利法人を地域再生推進法人として地方公共団体の長が指定

- コミュニティ再生等のノウハウを蓄積したNPO等と連携した地域再生の推進